

○財務省告示第八十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年二月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第四
回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

口

八
最
振替
額
単
位

十
一
発
行
価
格

十
三
利
過
利
子
率
の
払
込
み

三
百
六
十
九
億
七
千
五
百
十
二
万
円

五
万
円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最も低い金額と
す。〇。整数倍の金額によるものと
平成二十四年二月十四日

八年・二パーセント
の募集入決定の通知を受け、た者
は、払込金額を加え、次の算

式による計算した金額を第二
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2}{100} \times \frac{147}{365}$$

(二)

に発行時に、おいて、その利子
に係る所得税が、源泉徴収され、
るものとして、振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるもの
のついで、前記の算式も
に、り算出した金額を乗じた該
金額に、おいて、当該金額を
時、おいて、外国取当国債を発
住者に、又は外国取当国債を発

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額

十七 償還金額

十八 元利支

十九 払込期日

二十 払込期日

二十 平成二十四年二月十四日

には、前記(一)の算式により算出された金額に当該非居住者又は外国人税法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十四年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times 1.2$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成十六年三月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者